#### 平成31年度 守口市水道事業会計予算

#### (総 則)

第1条 平成31年度守口市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 戸 数 72,090戸
- (2) 年 間 総 給 水 量 16,526,000㎡
- (3) 1 日 平 均 給 水 量 4 5, 1 5 3 ㎡
- (4)主要な建設改良事業 配水管整備事業 工事費 510,000千円 配水管更新工事等

净水施設整備事業 工事費 45,790千円 東郷配水場変電設備更新工事等

取水施設整備事業 工事費 34,400千円 取水ポンプ整備工事

配 水 管 改 良 事 業 工 事 費 38,300千円 基幹管路仕切弁設置工事等

浄水施設改良事業 工事費 36,140千円 データロガー更新工事等

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益

第1項 営業収益

第2項 営業外収益

第3項 特別利益

2,839,049千円

2,667,117千円

171,922千円

10千円

				支	出			
第1款 水道	事業費	州				3,	104,	3 6 5 千円
第1項	営	業費	用			2,	508,	851千円
第2項	営	業外費	上 用				234,	8 4 8 千円
第3項	特	別損	失				359,	6 6 6 千円
第4項	予	備	費				1,	000千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額991,368千円は、過年度分損益勘定留保資金167,256千円、当年度分損益勘定留保資金761,350千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額62,762千円で補てんするものとする。)。

		収	入	
第1款 資本	的収入			598,775千円
第1項	企 業 債			547,000千円
第2項	他会計出資金			13,361千円
第3項	固定資産売却代金			127千円
第4項	他会計負担金			34,687千円
第5項	工 事 負 担 金			3,600千円
		支	出	
第1款 資本	的支出		1,	590,143千円
第1項	建設改良費			780,415千円
第2項	企業債償還金			809,728千円

# (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
旧 取 水 施 設 撤 去 事 業	平成33年度まで	357,000千円
庁舎清掃管理業務委託事業	平成34年度まで	13,613千円
浄水場施設等運転管理他業務委託事業	平成34年度まで	438,900千円
電子計算機及び事務機器等借上事業	平成36年度まで	163,578千円
合	計	973,091千円

# (企業債)

# 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利率	償 還 の 方 法				
起領の日内				資金区分	償還期限	左のうち据置期間	償還方法	その他
配 水 管整備事業	470,000 千円	普通貸借(証書借入)	年 7.0% 以内	政 府	30 年 以内	5 年以內	年賦又は 半年 賦 元利均等 元金均等	左記の条件の範囲内において借 入先に融通条件がある場合その条
浄水施設 整備事業	44,000 千円			地方公共団 体構 で 他				件に従うことができる。 ただし、財政の都合により償還期
取水施設 整備事業	33,000 千円	又は 証券発行						限及び据置期間を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借換えること ができる。
合 計	547,000 千円							なお、起債前借又は翌年度に繰越 して借入れることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 営業費用、営業外費用 及び 特別損失
  - (2)建設改良費 及び 企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費 の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
  - (1)職員給与費

551,204千円

(2) 交際費

100千円

(他会計からの補助金)

第9条 児童手当に要する経費に対する補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,632千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、23,412千円と定める。

平成31年2月20日提出

守口市長 西端 勝樹